

障がい福祉サービス事業所等職員キャリアアップ支援事業補助金 交付申請の手引き

三鷹市内の障がい福祉サービス事業所等※で勤務する方の研修受講や資格取得にかかった経費を補助します！

※ 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等、相談支援事業者、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者、三鷹市障がい者移動支援事業者、三鷹市障がい者日中一時支援事業者、三鷹市地域活動支援センター、三鷹市障がい者就労支援センター、三鷹市障がい者相談支援センター

1 補助対象者

次の要件を全て満たす職員の方または事業者（法人）が申請できます。

 職員の場合 (①と②はどちらかに該当する方)	① 研修を修了した日又は資格登録証の交付を受けた日から1年以内に三鷹市内の事業所で勤務を開始し、3ヵ月以上継続して勤務している方 ② 三鷹市内の事業所に勤務していて、研修を修了した日又は資格登録証の交付を受けた日以後も当該事業所に3ヵ月以上継続して勤務している方 ③ 本補助金の申請日において三鷹市内の事業所に勤務している方 ④ 本補助金と同種の補助金を受けてない方 ※ 非常勤職員の場合は、申請日から遡って3ヵ月間の勤務時間（休憩時間等を除く）が、週平均で30時間以上の方
 事業者（法人）の場合	① 補助対象者の要件を満たす職員の補助対象経費を負担した事業者（法人） ② 他の補助制度等により、現にこの補助金と同種の補助金を受けていない者



研修を修了または各資格の登録証の交付から3ヵ月以上勤務している必要があります。研修終了後や登録証の交付直後は申請できません。

2 補助内容



研修受講の場合

三鷹市知的障がい者ガイドヘルパー養成研修は
こちらに該当します！

(1) 補助対象研修及び補助基準額

補助対象研修	補助基準額
介護職員初任者研修課程	1人当たり70,000円を上限とする。
介護福祉士実務者研修	1人当たり100,000円を上限とする。
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	1人当たり50,000円を上限とする。
重度訪問介護従業者養成研修	
行動援護従業者養成研修課程	
同行援護従業者養成研修	
障害者（児）移動支援従業者養成研修	

(2) 補助対象経費

補助対象研修の受講料（教材費、実習費、補講料等を含む。）

※ 申請日の属する年度の前年度までに支払った額に限ります。

(3) 補助額

補助対象経費の合計額と補助基準額を比較して、**いずれか少ない額**

[支給額の例]

介護職員初任者研修課程を受講した場合（補助基準額 1人当たり上限70,000円）

- 受講料（教材費等含む）65,000円 ⇒ 支給額 65,000円
- 受講料（教材費等含む）80,000円 ⇒ 支給額 70,000円（上限）



資格取得の場合

(1) 補助対象研修及び補助基準額

補助対象資格	補助基準額
社会福祉士	1人当たり100,000円を上限とする。
介護福祉士	
精神保健福祉士	
公認心理師	

(2) 補助対象経費

補助対象資格試験受験対策講座の受講料（テキスト代、模擬試験の費用等を含む。）、受験手数料、登録手数料

※ 申請日の属する年度の前々年度までに支払った額に限ります。

(3) 補助額

補助対象経費の合計額と補助基準額を比較して、**いずれか少ない額**

[支給額の例]

● 受験対策講座を受講した場合

受講料 95,000円 + 受験手数料 18,380円 + 登録手数料 3,320円 = 合計 116,700円
⇒ 支給額 100,000円（上限）

● 受験のみ

受験手数料 18,380円 + 登録手数料 3,320円 = 合計 21,700円
⇒ 支給額 21,700円

3 申請について

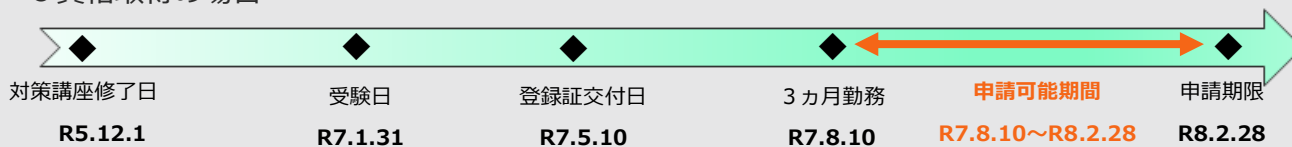
- ・ 申請書の様式は、三鷹市ホームページ（URL）からダウンロードできます。
- ・ 必要書類を添えて、三鷹市役所本庁舎 1 階16番窓口への提出または郵送でご申請ください。
- ・ **申請期限は、対象者が交付要件を満たした日の翌月初日から起算して、6 カ月以内です。**

【申請のイメージ】 三鷹市内の事業所にすでに勤務している場合

● 研修受講の場合



● 資格取得の場合



本人による申請の場合

(1) 提出書類

共通	☐ 三鷹市障がい福祉サービス事業所等職員キャリアアップ支援事業補助金交付申請書兼請求書（本人用）（様式第 1 号）
研修受講の場合 	☐ 研修修了書の写し
	☐ 受講料等の領収証（原本）
	☐ 資格登録証の写し
	☐ 受験対策講座受講料（教材費等を含む。）の領収証（原本） ※ 受講していない場合は不要です。
	☐ 受験手数料を支払ったことが確認できる書類 ※ 受験申込の際、受験手数料払込票のコピーを保管しておいてください。
資格取得の場合 	☐ 資格登録手数料の領収証（原本）



資格取得の場合、合格証書では申請できません。
登録証の交付を受けてください。

(2) 申請後の流れ

申請内容を確認し、交付決定通知書を送付します。補助金は、交付決定から 2 週間程度で指定口座に振り込みます。

事業者（法人）による申請の場合

(1) 提出書類

共通	☐ 三鷹市障がい福祉サービス事業所等職員キャリアアップ支援事業補助金交付申請書兼請求書（事業者用）（様式第2号）
	☐ 補助金交付申請対象者名簿（様式第3号）
	☐ 経費の支払いが確認できる書類（領収証、振込明細書、受験手数料払込票等）
研修受講の場合 	☐ 研修修了書の写し（対象者全員分）
	☐ 受講申請を事業者として行ったことが確認できる書類（申込書の写し等）
資格取得の場合 	☐ 資格登録証の写し（対象者全員分）
	☐ 受験等の申請を事業者として行ったことが確認できる書類（申込書の写し等）



同一の経費について、本人と事業者（法人）が重複して申請することはできません。

(2) 申請後の流れ

- ① 申請内容を確認し、交付決定通知書を送付します。補助金は、交付決定から2週間程度で指定口座に振り込みます。
- ② 補助事業完了日の属する年度の翌年度末頃までに、**消費税等に係る税額控除の報告についてご提出いただきます。（返還額が0円の事業者も報告が必要です。）**
提出書類や時期等の詳細は、別途ご案内いたします。

4 受付期間について

申請は随時受け付けますが、補助金の交付は先着順となります。本補助金に係る当該年度内の予算の上限に達した場合は、年度途中であっても受付を終了する場合があります。受付を終了した際は、三鷹市ホームページでお知らせしますので、申請前にご確認ください。



申請要件を満たしていても、年度内の受付が終了した場合には、原則として補助金の交付を受けられません。
申請要件を満たしたら、速やかに申請するようにしてください。

【申請・お問い合わせ先】

三鷹市 健康福祉部 障がい者支援課 障がい者支援係（1階16番窓口）
〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1
電話 0422-29-9232
メール shien@city.mitaka.lg.jp